

# 特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律案概要

## ○ 概要

「特定放射光施設の共用の促進に関する法律」の一部を改正し、法律の名称を「特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律」に改め、特定放射光施設（SPring-8）に加え、理化学研究所が設置する特定高速電子計算機施設（次世代スーパーコンピュータ）の共用を促進するための措置を講じる。

### （1）基本方針

文部科学大臣は、次世代スーパーコンピュータの共用の促進に関する基本的な方針を定める。

＜基本方針において定める事項＞

- ①次世代スーパーコンピュータの共用の促進に関する基本的な方向
- ②次世代スーパーコンピュータを利用した研究等に関する事項
- ③次世代スーパーコンピュータの整備に関する事項
- ④次世代スーパーコンピュータの運営に関する事項
- ⑤その他次世代スーパーコンピュータの共用の促進に際し配慮すべき事項

### （2）理研のポテンシャルを活用した開発

独立行政法人理化学研究所が技術的ポテンシャルを活かし、共用を目的とした次世代スーパーコンピュータの開発等を行う。

### （3）登録機関による利用促進業務の実施

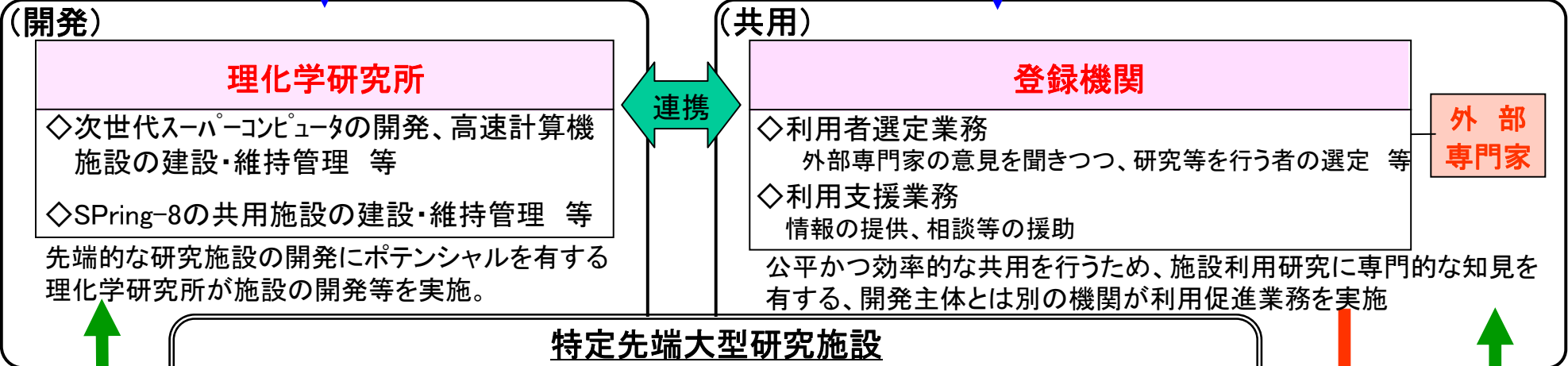
公平かつ効率的な共用の促進を図る観点から、第三者である登録機関に次世代スーパーコンピュータの利用者の選定や支援を行わせることができることとする。

# 先端大型研究施設の共用の枠組み

国(文部科学省) 共用の促進に関する基本的な方針の策定

実施計画の認可

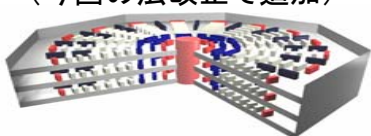
実施計画の認可  
業務規程の認可  
改善命令




**特定先端大型研究施設**

世界最高レベルの性能を有し、広範な分野における多様な研究等に活用されることによりその価値が最大限に発揮される大型研究施設

次世代スーパーコンピュータ (今回の法改正で追加)



SPring-8



利用者のニーズ

広範な分野の  
研究者の活用

- 公正な課題選定
- 情報提供、研究相談、技術指導等

利用の応募

利用者(民間、大学、独立行政法人、基礎研究から産業利用まで幅広い利用)

独立行政法人

大学

民間